

茨城県報

第6867号

昭和55年9月8日

月曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

	ページ
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課).....	1
●救急病院の認定(医療整備課).....	3
●新規土地改良事業の審査(4件)(農地管理課).....	3
●新規土地改良事業の認可(2件)(").....	5
●国土調査の実施(農地計画課).....	5
●道路の区域変更(道路維持課).....	5
●道路の区域変更, 供用開始(2件)(").....	6
●茨城県収入証紙売りさばき人の指定(出納第一課).....	7
●収納代理金融機関の一部改正(").....	7
●定期検査の実施(2件)(計量検定所).....	8

公 告

●霞ヶ浦北浦海区における区画漁業の免許(漁政課).....	8
●基本測量の実施(用地課).....	9
●開発行為の工事完了(建築指導課).....	9
●都市計画案の縦覧(都市計画課).....	9

告 示

茨城県告示第1313号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により, 次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
佐 藤 杏 子	茨 医 4172	55. 6. 24
五 味 淵 満 徳	" 4173	55. 6. 27
鳥 谷 部 俊 一	" 4174	55. 7. 1
菅 原 隆	" 4175	"
住 友 俊 泰	" 4176	55. 7. 8
中 村 光 男	" 4177	55. 7. 24
福 井 玲 子	" 4178	"

水	渡	哲	史	"	4179	55. 7. 28
高		光	烈	"	4180	"
鈴	木	宏	昌	"	4181	"
宮	本		洋	"	4182	"
岩	崎	秀	生	"	4183	"
飯	島		悟	"	4184	"
青	木	泰	子	"	4185	"
坪	井	康	次	"	4186	"
小	石	沢	正	"	4187	"
鴨	田	知	博	"	4188	"
榊	原		謙	"	4189	"
木	村	ま	り子	"	4190	"
山	口	高	史	"	4191	"
上	遠	野	栄	"	4192	"
謝	花		充	"	4193	"
飯	泉	達	夫	"	4194	"
大	越	教	夫	"	4195	"
松	木	康	彦	"	4196	"
笠	原	国	武	"	4197	"
松	本	雄	二 郎	"	4198	"
西	沢	良	雄	"	4199	"
谷	中	昭	典	"	4200	"
塚	田	篤	郎	"	4201	"
武	島		仁	"	4202	"
島	内	武	英	"	4203	"
角	田	伸	一	"	4204	"
宮	本	志	津 香	"	4205	"
小	林	正	貴	"	4206	"
仁	平	智	子	"	4207	"
奥	田	諭	吉	"	4208	"
宮	川	俊	平	"	4209	"
西	本	喜	胤	"	4210	"
斎	藤	重	行	"	4211	"
福	田		潔	"	4212	"
松	村		明	"	4213	"

越 智 五 平	"	4214	"
小 松 義 成	"	4215	"
八 文 字 玲 子	"	4216	"
倉 本 憲 明	"	4217	"
鬼 塚 正 孝	"	4218	"
長 池 澄 男	茨 歯	1104	55. 7. 22
諏 訪 綱 義	"	1105	55. 7. 25
志 田 三 史	"	1106	"
早 川 智 道	"	1107	"
奈 良 美 智 代	茨 葉	793	55. 7. 4
松 下 佳 代 子	"	794	55. 7. 14
菅 原 節 子	"	795	55. 7. 24
桂 久 美 子	"	796	"
森 村 利 男	"	797	55. 7. 25
片 山 幸 子	"	798	55. 7. 30

茨城県告示第1314号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定に基づき、次の医療機関を、救急病院として認定したので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称	所 在 地
財団法人 筑波麓仁会 筑波学園病院	筑波郡谷田部町大字上横場2573の1

茨城県告示第1315号

明野町長加倉井正利から昭和55年7月4日付けで認可申請のあつた猫島地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 縦覧に供する書類
猫島地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間 昭和55年9月16日から昭和55年10月6日まで
- 縦覧の場所 明野町役場

茨城県告示第1316号

常陸太田市町武藤彬から昭和55年8月5日付けで認可申請のあつた浅畑地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

浅畑地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和55年9月16日から昭和55年10月6日まで

3 縦 覧 の 場 所 常陸太田市役所

茨城県告示第1317号

牛久沼土地改良区が行おうとする申渡地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款の写し

申渡地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和55年9月16日から昭和55年10月6日まで

3 縦 覧 の 場 所 河内村役場

茨城県告示第1318号

牛久沼土地改良区が行おうとする深堀地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

牛久沼土地改良区定款の写し

深堀地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和55年9月16日から昭和55年10月6日まで

3 縦 覧 の 場 所 竜ヶ崎市役所

茨城県告示第1319号

昭和55年2月15日付けて岩井市長吉原英一から認可申請のあつた大馬新田地区土地改良事業を、昭和55年9月1日付けて、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公示する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1320号

昭和55年4月25日付けて財団法人茨城県農業開発事業団から認可申請のあつた生瀬地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和55年9月1日認可したので、同法第95条第4項の規定により公示する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1321号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第1項第2号に規定する基本調査を次のとおり実施する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 国土調査として指定された年月日

昭和55年8月11日

2 調査を実施する者の名称

茨 城 県

3 調 査 地 域

測量法(昭和24年法律第188号)第27条第2項の規定により建設大臣の刊行した5万分の1地形図の野田図葉内の地域

4 調 査 期 間

この告示の日から昭和56年3月31日まで

茨城県告示第1322号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和55年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 八郷稲田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字字治会 字八幡久保2-135番地から	旧	最大 <small>メートル</small> 7.00	1,591.00	
		最小 3.60		
" " 大字大塚 字籠ノ町669-1番地先まで	新	最大 7.00	1,591.00	
		最小 3.60		
		最大 24.00	1,420.00	道路改良工事施工による区域変更
		最小 10.00		

茨城県告示第1323号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和55年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 樺穂停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡真壁町大字長岡 字清水222-1番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 8.00	231.00	
		最小 6.50		
" " " 字相の田333-1番地先まで	新	最大 8.00	291.50	
		最小 4.30		
" " " 字清水222-1番地先から		最大 8.00	291.50	県道筑波益子線の道路改良工事に伴い新筑波益子線に接続するための区域変更
		最小 4.30		

茨城県告示第1324号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、昭和55年9月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 樺穂停車場線
- 2 供用開始の区間
真壁郡真壁町大字長岡字相の田 333—1 番地先から
" " " 字里の前 434—1 番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年9月8日

茨城県告示第1325号

茨城県証紙条例 (昭和39年茨城県条例第25号) 第5条第2項の規定により、次の者を証紙売りさばき人に指定した。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

売りさばき人の住所及び氏名

鹿島郡鹿島町大字宮中4518番地

株式会社鹿島中央自動車学校

代表取締役 鹿 島 文 夫

指定年月日 昭和55年8月28日

茨城県告示第1326号

昭和48年2月19日付け茨城県告示第149号で告示した地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第168条第4項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し、昭和55年6月12日から適用する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表第2 1 県税並びにこれに伴う税外収入金、住宅使用料 (家賃、割増賃料) 及び県営住宅敷金の収納事務を取り扱う金融機関の表中

「 関城町農業協同組合	真壁郡関城町大字関本上中113の1	」を
「 関城町農業協同組合	真壁郡関城町大字犬塚143	」に

改める。

茨城県告示第1328号

竜ヶ崎市, 高萩市, 及び北茨城市並びに東茨城郡, 西茨城郡, 那珂郡, 新治郡, 稲敷郡, 筑波郡, 鹿島郡, 及び行方郡の各町村に対し, 計量法(昭和26年法律第207号)第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するので, 同法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和55年9月8日

茨城県計量検定所長 高 筒 卓

1 定期検査実施の期日

昭和55年10月1日から 昭和56年3月31日まで

2 定期検査実施の場所

計量器の所在の場所

茨城県告示第1327号

北茨城市, 高萩市, 及び竜ヶ崎市並びに那珂郡, 筑波郡及び鹿島郡の各町村に対する計量器定期検査執行につき, 執行区域, 器物提出の日時及び場所を次のとおり指定し, 計量法(昭和26年法律第207号)第143条の規定により公示する。ただし, 同法第139条第1項ただし書に該当する計量器は提出を要しない。

昭和55年9月8日

茨城県計量検定所長 高 筒 卓

公 告

●霞ヶ浦北浦海区における区画漁業の免許

昭和55年9月1日付けで霞ヶ浦北浦海区における区画漁業を次のとおり免許した。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 漁業権者の住所及び氏名

漁場計画の際の公示番号	免許番号	漁 業 権 者	
		住 所	氏 名
霞北区 第363号	左に同じ	茨城県行方郡玉造町	玉造漁業協同組合
霞北区 第364号	左に同じ	上宿甲125番地の8	
霞北区 第365号	左に同じ		

2 免許の内容, 制限条件, 存続期間等

昭和55年7月28日付け茨城県告示第1175号のとおり

●基本測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第4条の規定に基づく基本測量を、次のとおり実施する旨の通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院
- 2 作 業 種 類 基本測量(土地利用調査)
- 3 作 業 期 間 昭和55年9月10日から 昭和55年12月25日まで
- 4 作 業 地 域

土浦市, 石岡市, 竜ヶ崎市, 下妻市, 水海道市, 取手市, 新治郡新治村, 桜村, 千代田村
筑波郡谷田部町, 伊奈村, 谷和原村, 豊里町, 筑波町, 大穂町
結城郡千代川村, 石下町
北相馬郡守谷町, 藤代町

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北相馬郡藤代町大字清水字屋敷浦甲529番の1, 甲522番, 甲527番の1, 甲528番の1, 甲521番の4, 甲523番の3, 甲527番の3, 甲528番の3, 甲527番の2, 甲523番の2, 甲528番の2, 甲533番

- 2 事業主の住所及び氏名

竜ヶ崎市川原代町6200

関東総業(株) 取締役社長

大 野 信

●都市計画の案の縦覧

下館結城都市計画公園を変更する必要が生じたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の案について意見のある方は縦覧期間満了の日までに茨城県知事あて意見書を提出することができる。

昭和55年9月8日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画の種類 公 園 (城跡歴史公園, 鹿窪運動公園)

2 都市計画を変更する土地の区域

8. 5. 101 城跡歴史公園

都市計画を変更する区域

結城市大字結城字城跡, 字西館及び字城堀の各一部

6. 5. 10 1鹿窪運動公園

都市計画を追加する区域

結城市大字結城字山田内及び字峰崎の各一部

結城市大字鹿窪字西原, 字鍋の内及び焼米内の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

茨城県土木部都市計画課

4 縦 覧 期 間 昭和55年9月9日から昭和55年9月22日まで



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 2 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所